

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和7年12月10日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和7年12月10日

岐阜県知事 江崎 晉英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパー センター ライアル 本巣店

岐阜市本巣市小柿字下起1056番地 外

2 意見の概要

住民の意見

・駐車場出入口に関する配慮

等